



原告 69

1 認定事実

原告 69 は、昭和 32 年に滋賀県で出生し、現在は原告解放同盟大阪府連合会浪速支部長を務めている。

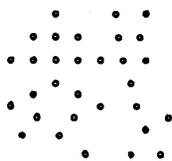
原告 69 の出生地は、本件地域一覧の滋賀県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 69 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 116, 344)

2 判断

- (1) 原告 69 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 69 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 69 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙 301）によれば、原告 69 は自らの原告解放同盟における役職を記載したコラムをインターネット上に公開することに同意しており、原告解放同盟に所属していることを自らインターネット上に公開していたものとみとめるのが相当である。そうすると、原告 69 が原告解放同盟に所属していることについて公表されても、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 69 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告 70

1 認定事実

原告 70 は、昭和 31 年に大阪府茨木市で出生し、原告解放同盟大阪府連合会書記局に就職し、副委員長などの役職を務めた。

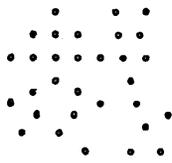
原告 70 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 70 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 131, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 70 は、その現本籍が本件地域にある。そして、被告らが指摘する証拠（乙 325）によっても、原告 70 が原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られていたり、自らインターネット上に公開したりしているとは認められない。そして、他に原告 70 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 70 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 70 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 70 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、3万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3500円と認めるのが相当である。



原告 7 1

1 認定事実

原告 7 1 は、昭和 3 3 年に大阪市旭区で出生し、現在は原告解放同盟向野支部副支部長及び羽曳野市議会議員を務めている。

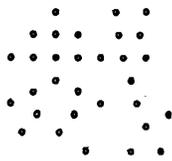
原告 7 1 の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 7 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 1 4 7, 3 4 4, 乙 3 7 8)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 7 1 は、その現住所が本件地域にある。そして、被告らが指摘する証拠（乙 3 7 8）によっても、原告 7 1 が原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られていたり、自ら公開したりしているとは認められない。そして、他に原告 7 1 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 7 1 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 7 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 7 1 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、3 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 3 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 7 2

1 認定事実

原告 7 2 は、昭和 4 年に大阪府で出生した。

原告 7 2 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 7 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、所属支部、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 3 2 8, 3 4 4)

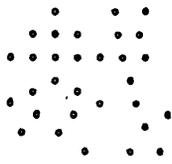
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 7 2 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

そして、被告らが指摘する証拠（乙 5 3 3）によっても、原告 7 2 が原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られていたり、自ら公開したりしているとは認められない。そして、他に原告 7 2 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 7 2 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 7 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における所属支部、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 7 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、4 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 4 0 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 73

1 認定事実

原告 73 は、昭和 39 年に大阪府で出生した。

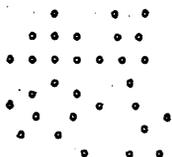
原告 73 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 73 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

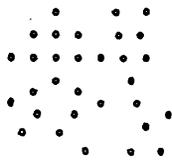
(甲 132, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 73 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 326）によれば、原告 73 を名乗る人物がインターネット上の掲示板に投稿した事実が認められるが、このことから原告 73 が原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られているとは認められない。また、当該投稿者が原告 73 であるかどうかは証拠上判然としないから、自らインターネット上に自身が原告解放同盟に所属していることを公開しているとも認められない。そして、他に原告 73 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 73 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 73 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 73 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 73 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万 5 0 0 0



円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 74

1 認定事実

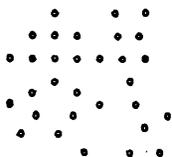
原告 74 は、昭和 27 年に大阪市で出生し、現在は部落解放住吉地区住宅自治会連合副会長を務めている。

原告 74 の母親は、本件人物一覧に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 224, 344)

2 判断

- (1) 原告 74 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 74 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 原告 74 の母親に関する情報が公開されたとしても、原告 74 のプライバシーが侵害されたとは認められない。そして、原告 74 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、プライバシーが侵害されたとは認められない。



原告 75

1 認定事実

原告 75 は、昭和 32 年に大阪府茨木市で出生し、原告解放同盟大阪府連合会副委員長を務めている。

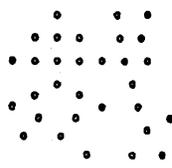
原告 75 の現住所及び現本籍は、その住居表示変更証明書の住所の表示実施前欄に記載のある地名が、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

原告 75 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 163, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 75 は、その現住所及び現本籍の変更前の地名が本件地域にある。しかし、証拠 (乙 612) によれば、原告 75 は自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして部落解放運動に関する書籍を出版し、これをインターネット上でも販売していることが認められる。そうすると、原告 75 が原告解放同盟に所属していることは既に一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成 (前提事実(1)ア) を併せると、原告 75 の現住所及び現本籍が本件地域にあることも推認される。そうすると、本件地域一覧の公表によってプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 75 は、本件人物一覧に原告解放同盟における住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 75 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告 76

1 認定事実

原告 76 は、昭和 30 年に大阪府豊能郡で出生し、平成 17 年頃から地方議会の議員を務めている。

原告 76 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 76 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし一部に漢字の誤りがあるもの）及び生年月日を掲載された。

(甲 148, 344)

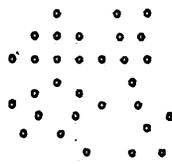
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 76 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

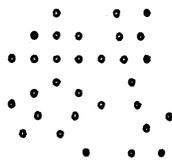
そして、被告ら指摘の証拠（乙 379, 380）によっても、原告 76 が原告解放同盟に所属していることは明示されていない。原告 76 自身、地方議員一覧に部落解放運動の役員であることが記載されている旨陳述する（甲 148）が、そのことから直ちに、これが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 76 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 76 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 76 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。もっとも、住所及び生年月日については、上記認定のほか、証拠（乙 380）によれば、既に原告 76 が自らインターネット上に公開していたことが認められるから、これらが公表されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 76 の被った精神的苦痛



を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告76が原告解放同盟に所属していることが地方議員一覧に公開されていたことも踏まえると、2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 77

1 認定事実

原告 77 は、昭和 30 年に大阪府羽曳野市で出生した。

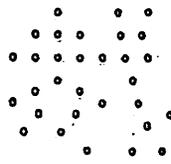
原告 77 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 77 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

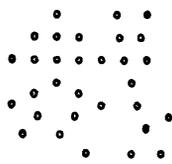
(甲 149, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 77 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 381)によれば、原告 77 は平成 17 年度に行われた原告解放同盟関係者以外の者を対象とした講座において自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして講師を務めており、そのことはインターネット上に掲載されていることが認められるが、講師として多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 77 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 77 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 77 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 77 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 77 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認め



るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2
000円と認めるのが相当である。



原告 78

1 認定事実

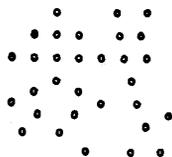
原告 78 は、昭和 26 年に出生した。

原告 78 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

(甲 150)

2 判断

- (1) 原告 78 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によっても、原告 78 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 78 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 382）によれば、原告 78 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、第三者が開設したブログの特定の日に掲載されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 78 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 78 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1000 円と認めるのが相当である。



原告 79

1 認定事実

原告 79 は、昭和 44 年に大阪市で出生し、現在は原告解放同盟大阪府連合会の専従職員を務めている。

原告 79 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 79 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 151, 344)

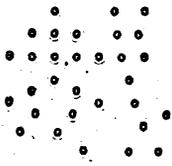
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 79 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

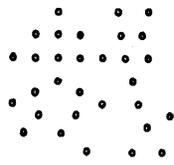
他方、証拠(乙 383)によれば、原告 79 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 79 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 79 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 79 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 79 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 79 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2



000円と認めるのが相当である。



原告 80

1 認定事実

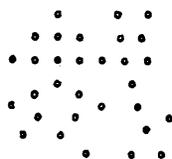
原告 80 は、昭和 26 年に大阪市で出生した。

原告 80 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

(甲 329, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 80 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 534, 535）によれば、原告 80 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 80 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 80 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告 80 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないから、プライバシーが違法に侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 80 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 80 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1000 円と認めるのが相当である。



原告 8 1

1 認定事実

原告 8 1 は、昭和 3 1 年に大阪市で出生し、現在は原告解放同盟中央本部の中央執行副委員長を務めている。

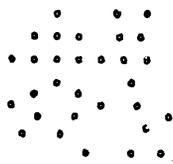
原告 8 1 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 8 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、提訴時住所、電話番号、勤務先（役職を含む）、生年並びに息子の氏名及び勤務先等を、「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、提訴時住所、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年を掲載された。

(甲 1 3 3, 3 4 4)

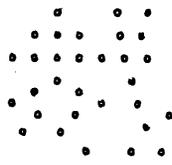
2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 8 1 は、その現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙 3 1 5, 3 2 7, 3 8 8, 4 5 8, 4 6 4, 4 8 9, 4 9 0, 5 1 4, 6 1 0, 6 1 9）によれば、原告 8 1 は、自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を継続的に行っており、その活動内容がインターネット上に掲載されていたと認められ、これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 8 1 の現本籍が本件地域にあることは既に一般に広く知られていると推認される。したがって、本件地域一覧の公表により、原告 8 1 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 8 1 は、本件人物一覧に提訴時住所、電話番号及び勤務先を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。なお、証拠（乙 3 2 7）によれば、原告 8 1 の勤務先についてはインターネット上に記載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、この記載によって、既に一般に



広く知られている事項であるとは認められない。一方、前記(1)に説示するところによれば、原告81が原告解放同盟に所属していることは既に一般に広く知られているからプライバシー侵害は認められない。また、原告81の息子に関する情報は、原告81自身にとって、直ちに他人にみだりに知られたくない事項であるとは認められない。

- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告81の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告 82

1 認定事実

原告 82 は、昭和 33 年に大阪市西成区で出生した。

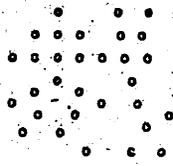
原告 82 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 82 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年月日を掲載された。

(甲 152, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 82 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙 384, 400）によれば、原告 82 は、平成 15 年 4 月、原告解放同盟の組織内候補として大阪市議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、原告 82 が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 82 の現住所及び現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られていると推認される。したがって、本件地域一覧の公表により、原告 82 のプライバシーが侵害されたものとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 82 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、その他の情報については、前記(1)説示のとおり、原告 82 が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られている上、生年月日は原告 82 の所属政党の議員情報としてインターネット上に公開されている（乙 613）から、これらが公開されても、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 82 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当で



ある。